

社会福祉法人制度を巡る状況 について

社会福祉法人制度を巡る状況

- 平成12年の社会福祉基礎構造改革以降10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、高齢者単身世帯の増加等による福祉ニーズの多様化・複雑化

平成25年
6月

■「規制改革実施計画」閣議決定

- ・全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定等

■「日本再興戦略」閣議決定

- ・財務諸表の公表推進による透明性の確保、法人規模拡大の推進 等

8月

■「社会保障制度改革国民会議報告書」公表

- ・非課税扱いにふさわしい地域貢献 等

平成26年
6月

■「経済財政運営と改革の基本方針2014」閣議決定

- ・平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等

■「規制改革実施計画」閣議決定

「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング」

- 社会福祉法人の財務諸表等（補助金、役員報酬等）の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資
- ・社会貢献での活用、調達公正性・妥当性の確保、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化 等

■「日本再興戦略改訂2014」閣議決定

- ・医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

■「政府税制調査会」とりまとめ

- ・公益法人課税等の見直し

7月

■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書

- ・地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等

【参考】特養におけるいわゆる「内部留保」について

(注) 「内部留保」については、確定した定義はない。

■平成23年11月：行政刷新会議の提言

- 介護職員の処遇改善については、事業者の内部留保を活用すべき

■平成23年12月：介護給付費分科会

- 各自治体から提供された特養の貸借対照表(平成22年度決算)を集計したところ、内部留保(次期繰越活動収支差額+その他積立金)は1施設当たり平均約3.1億円

■平成24年7月：財務省予算執行調査結果

- 施設の規模や施設入所者の要介護度の差による内部留保額の違い及びその分析を行うべき 等

■平成25年5月：介護給付費分科会

- 介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書(平成25年3月)の報告。
 - ・発生源内部留保(次期繰越活動収支差額+その他積立金+4号基本金):1施設当たり平均約3.1億円
 - ・実在内部留保(※)(現預金・現預金相当額(流動負債+退職給付引当金)):1施設当たり平均約1.6億円
- (※)未使用資産として留保されている額

■平成25年10月：会計検査院意見

- 特養の将来の施設改修等に備えた計画的な積立ての指導、積立金を有効に活用するための具体的な用途等の検討の指導

社会福祉法人制度に対する主な指摘（平成25年）

日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

○医療・介護サービスの高度化

・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども子育て支援制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援制度の施行までに検討・結論】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援制度の施行までに検討・結論】

社会保障制度改革国民会議報告書【抜粋】（平成25年8月6日）

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改革を検討することが必要。
- ・特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）

（平成26年6月24日閣議決定）

財務諸表の情報開示

- 社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導する。【措置済み】
- 全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。【平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】

補助金等の情報開示

- 社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づける。【平成26年度措置】
- 全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。【電子開示システムの構築にあわせて措置】
- 地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。【平成27年度措置】

役員報酬等の開示

- 社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務づける。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

内部留保の明確化

- 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。【平成26年度措置】

調達の公正性・妥当性の確保

- 社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。【平成27年度決算から措置】

経営管理体制の強化

- 社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。【第三者評価のガイドラインは平成26年度措置、介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成27年度措置、保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】
- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づける。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

所轄庁による指導・監督の強化

- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。【平成26年度検討・結論、平成27年度措置】
- 経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

多様な経営主体によるサービスの提供

- 特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、併せて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行（平成27年4月1日）に合わせて措置】
- 利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。【平成26年度措置】

福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

- 業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。【平成26年度上期措置】

社会貢献活動の義務化

- すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務づける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。【平成26年度措置】
- 社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

① 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人になることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書のポイント

(平成26年7月4日とりまとめ)

I 社会福祉法人制度の概要

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人
- 行政からのサービス実施(措置)の受託者として機能
- 公の支配に属する法人
- 所轄庁の監督の下、補助金や税制優遇を受ける一方、事業の範囲等は制限あり

II 社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化

- 1.社会情勢・地域社会の変化
(高齢単身世帯の増、若年層の孤立など)
- 2.社会福祉制度の変化
(利用制度への転換、サービス提供体制の多元化など)
- 3.公益法人制度の変化
- 4.最近の社会福祉法人に対する主な指摘
(いわゆる内部留保に対する批判、規制改革会議等での議論など)

III 社会福祉法人の課題

- 1.地域ニーズへの不十分な対応
(先駆的・開拓的な地域貢献の取組が一部にとどまる)
- 2.財務状況の不透明さ
(財務諸表の国民一般への公表が不十分)
- 3.ガバナンスの欠如
(一部の理事長による法人の私物化など)
- 4.いわゆる内部留保
(使途の不明確さ)
- 5.他の経営主体との公平性
(イコールフットリング)

V 社会福祉法人制度見直しにおける論点

1.地域における公益的な活動の推進

- ・地域における公益的な活動の枠組み
(実施義務、活動の定義、活動内容を定める仕組みなど)
- ・地域における公益的な活動の実施方法
- ・地域における公益的な活動の実施促進
(資金使途の弾力化、独自財源の確保推進など)
- ・地域住民の理解促進
(実施状況の公表・評価、会計区分策定など)

2.法人組織の体制強化

- ・法人組織の機能強化
(法人組織の権限と責任の明確化、評議員会の設置など)
- ・法人本部機能の強化方策
(法人本部事務局の設置、法人単位の資金管理など)
- ・理事等の権限と責任の明確化、要件の見直し
(理事等の損害賠償責任、監事要件の見直しなど)
- ・理事長の権限を補佐する仕組み
(経営委員会、執行役員会等の活用)

3.法人の規模拡大・協働化

- ・規模拡大のための組織体制の整備
(合併・事業譲渡等手続の透明化、理事会開催方法の柔軟化など)
- ・複数法人による事業の協働化
(役職員の相互兼務、法人外への資金拠出の規制緩和、社团的連携など)

4.法人運営の透明性の確保

- ・財務諸表等の公表の義務化
- ・地域における活動についての公表
- ・都道府県、国単位での情報集約
- ・経営診断の仕組みの導入

5.法人の監督の見直し

- ・所轄庁の法人監査の見直し
- ・財務に係る外部監査の活用
- ・所轄庁の連携、監督能力の強化
- ・第三者評価の受審促進

IV 社会福祉法人の今日的な役割

- 1.社会福祉制度のセーフティネットとしての役割
(制度の狭間、市場原理のみでは満たされないニーズへの対応など)
- 2.措置事業を実施する役割
- 3.地域における公的法人としての役割の再認識
(地域のまちづくりの中核的役割)

(参考) 法人税の改革について (抄)

(平成26年6月27日税制調査会とりまとめ)

(7) 公益法人課税等の見直し

① 現状

公益法人等は、収益事業のみが課税対象となり、公益目的事業に係る収益は原則非課税とされている。収益事業に対しては、中小法人と同じ軽減税率が適用されることに加え、収益事業による収入を非収益事業のために支出した金額は寄附金とみなして、一定額まで損金算入される(みなし寄附金制度)。(後略)

② 改革の方向性

公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある。

こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの(例えば社会福祉法人が実施する介護事業)については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列举方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。(後略)